

# 一般社団法人ゆずりは 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ゆずりはと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市早良区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会的養護を必要とする児童の養育及び義務教育を終了した18歳未満の児童（児童福祉法第31条第4項に既定する場合にあっては、20歳未満の者）の自立支援を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 前条の目的に資するため、次の事業を行う。
  - (2) (1) 小規模住居型児童養育事業
  - (3) (2) 児童自立生活援助事業
  - (4) (3) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
  - (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 会 員

(正会員)

第5条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し入会したものを持って正会員とし、正会員を

もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

### 第 3 章　社 員 総 会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2　総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であつて、

総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第 4 章 理 事

(理事の設置)

第19条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係に

ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第21条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剩余金の分配の禁止)

第27条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

## 第 6 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第28条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第29条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、地方公共団体、社会福祉法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

## 第 7 章 事 務 局

(事務局)

- 第31条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が社員総会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が社員総会の決議により別に定める。

## 第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

- 第32条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員)

- 第33条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。
- 設立時理事 木村康三  
設立時理事 高山 研一  
設立時理事 下河敏治  
設立時代表理事 木村康三

(設立時社員)

- 第34条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
- 福岡県福岡市早良区大字西108番地4  
設立時社員 木村康三  
福岡県福岡市早良区大字西108番地4  
設立時社員 木村百枝

(法令の準拠)

- 第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律そ

の他の法令に従う。

以上、一般社団法人ゆずりは設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年2月1日

設立時社員 木村康三

設立時社員 木村百枝